

役員のための財務税務会社法ニュース マネジメントレポート

今回のテーマ： 新退職給付会計基準の主な改正点とその実務上の対応

企業会計基準委員会から新退職給付会計基準が平成24年5月17日に公表されました。用語の変更、開示の拡大など変更がありましたが、ここでは実務的影響が大きいものについて検討します。

< 主な改正点 >

未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の処理の見直し（連結のみ、単体では適用せず）	
新退職給付会計基準	改正前退職給付会計基準
退職給付債務と年金資産の差額（以下「積立状況を示す額」という）をBSに計上するため、未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の差異を、税効果を調整の上でBSの純資産の部（その他の包括利益累計額）で認識する。	数理計算の差異及び過去勤務費用は、一定の年数で定期的に費用処理し、費用処理されない部分（未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の差異）については、BSに計上せず、これに対応する部分を除いた積立状況を示す額を退職給付引当金として計上する。
退職給付見込額の期間帰属方法の見直し（連結及び単体に適用）	
新退職給付会計基準	改正前退職給付会計基準
次の基準から選択 ・期間定額基準・給付算定式基準	次の基準から選択 ・期間定額基準・給与基準・支給倍率基準・ポイント基準
割引率決定の基礎となる債券の期間の見直し（同上）	
新退職給付会計基準	改正前退職給付会計基準
退職給付支払ごとの支払見込期間 この期間による割引率には、次のものが考えられる。 ・退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとに金額を反映した単一の加重平均割引率 ・退職給付の支払見込期間ごとに設定された複数の割引率	次の期間から選択 ・退職給付の見込支払日までの平均期間 ・従業員の平均残存勤務期間に近似した年数
退職給付見込額の「合理的に見込まれる退職給付の変動要因」に含まれる昇給等の見直し（同上）	
新退職給付会計基準	改正前退職給付会計基準
「予想される」昇給等が含まれる。	「確実に見込まれる」昇給等が含まれる。

< 実務的影響 >

3月末決算会社で早期適用がない場合、上記表の の変更により、平成26年3月31日に改正前の基準で計算した旧PBOで計算された未認識数理計算上の差異等の金額とその税効果を考慮した仕訳が計上されます。また、上記表 ~ の変更により、当該変更を折り込んだ新PBOと旧PBOの差額金額とその税効果を考慮した仕訳が平成26年4月1日に計上されます。

この両仕訳の結果、負債（又は資産）と純資産の増減がおこり財務比率に影響がでますので、財務条項等に留意が必要です。年金数理人への依頼事項では、同じ時期のPBOの計算が新旧両方必要となります。

お見逃しなく！

従来、割引率は、多くの会社では「従業員の平均残存勤務期間に近似した年数」に基づき計算していたと思われますが、改正後は年金数理人に依頼するケースが増えると思います。及び についても年金数理人との依頼事項の見直しが必要です。